

国見町職員の福利厚生事業の公表について

国見町では、職員の福利厚生を図るため、地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。そのうち、「国見町職員互助会」に対して、レクリエーション活動やメンタルヘルス講習会の開催などへの助成を行っています。

令和2年度の公費負担状況は以下のとおりとなっています。

互助会等に対する公費負担状況について

年度	互助会等に対する公費負担額（レクリエーション活動等） (単位：千円)	【A】のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 (単位：千円)	会員掛金総額 (単位：千円)	互助会会員数 (単位：人)	互助会等二重加入に控除する会員数 (単位：人)	会員一人当たりの公費補助金額（事務費を含まない） (単位：円)	会員一人当たりの公費補助金額（事務費を含む） (単位：円)	公費負担率（事務費を含まない） (単位：%)	公費負担率（事務費を含む） (単位：%)
	【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	(A-B) / (D-E)	(A) / (D-E)	(A-B) / (A-B+C)	(A) / (A+C)
令和2年度 決算	904	6	4,097	119	0	7,546	7,597	18.0%	18.1%

地方公共団体が実施する福利厚生事業については、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成17年3月29日総務事務次官通知)及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知)において、「職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、実施状況等を公表すること。」とされています。